



特別区 社会福祉事業団

—令和9年4月採用選考試験説明会—

- 社会福祉事業団とは
民間の社会福祉法人と違い、自治体が主体となって立ち上げた社会福祉法人。
- 主な仕事
「特別区人事・厚生事務組合(※)」が設置した社会福祉施設の管理・運営。
※東京23区（特別区）が共同で処理する事務を行う特別地方公共団体。



更生施設とは

生活保護法に基づく単身世帯の入所施設です。身体上・精神上の理由で生活支援が必要な生活保護受給者を対象に、地域生活の再スタートに向けた相談・支援を行っています。



自立支援センターとは

東京都と23区の協定に基づく入所施設です。仕事と住居を失った方の自立を図るため、健康状態の把握や求職活動のサポートなどの支援を行っています。利用期間は原則6ヶ月です。←

宿所提供施設/宿泊所とは

【宿所提供施設】
生活保護法に基づく入所施設です。DVや震災等、様々な理由で住居を失った生活保護を受給する家族・単身世帯を対象に住居を提供し、地域生活の再スタートに向けた相談・支援を行っています。利用期間は原則3ヶ月です。



【宿泊所】
社会福祉法に基づく入所施設です。住宅や生活に困っている世帯に対して、低額な使用料で住居を一定期間提供し、住宅の確保や生活の立て直し等の相談等の支援を行っています。宿所提供施設との大きな違いは、生活保護を受給してなくても利用できる点です。

母子生活支援施設とは

児童福祉法に基づく入所施設です。18歳未満の子どもを養育する母子世帯を対象に、母と子、それぞれに合わせた生活相談・自立支援を行っています。利用期間は原則2年間です。



多種多様な種別の施設を運営

福利厚生が充実しており、プライベートを大切にできます

異動はすべて東京23区内なので安心！

対象

当法人への就職を検討されている方【6月採用選考実施】
福祉業界に興味のある方

※詳細は募集要項参照

日時

5/9(土) 9:30~11:30

定員

20名

申込×切

5/6(水)まで

内容

①採用試験の概要について ②作文試験・面接試験について ③質疑応答
説明会当日は、採用担当課長および現場で働いている職員も参加いたします！
試験のこと、職場のこと、お気軽に聞いてください！

場所

更生施設 塩崎荘
※お申し込み後、詳細をお伝えします

服装
持ち物

軽装
筆記用具

申込

法人公式LINEから



申込はコチラ

お問い合わせ

社会福祉法人 特別区社会福祉事業団
東京都江東区塩浜2-5-15 新塩崎荘2階

TEL: 03-6666-1046 (担当: 秋葉・松野)
MAIL: saiyo-koho@arrow.ocn.ne.jp